

関連する主な国内法令（電波法）

総務省総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課

1 法律の目的

電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 無線局の免許制度

- 無線局を開設（電波利用）しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

【申請から免許までの流れ】



- 無線局の開設の審査に当たっては、その目的、使用周波数、使用場所等について、周波数割当計画や無線設備の技術基準への適合性及び既設の無線局の運用に混信妨害等を与えないか等を確認。

【実験試験局制度】

実験試験局は、実験、試験、調査を行うことを目的に開設する無線局であって、実用に供しないものを対象とした無線局の免許制度であり、既設の無線局の運用に混信妨害等を与えないことを前提として、周波数割当計画にかかわらず、実験計画に応じて、使用周波数や使用地域等の選択が可能。

【特定実験試験制度】

予め定められた周波数、空中線電力及び使用地域において、特定実験試験局同士の運用調整の実施することを前提として、免許申請手続を簡略化（予備免許手続、落成検査の省略）し、申請から免許までの期間を1～2週間と大幅に短縮された免許制度（国家戦略特別区域に係る特例措置を活用する場合は、原則申請から即日での免許付与）。

(2) 無線従事者制度

無線設備を操作は、原則として電波に関する一定の知識・技能を身に付け、総務大臣の免許を受けた無線従事者によることが必要。